

香川県庁舎本館ゴンドラ制御盤及び操作盤取替業務仕様書

1 業務概要

香川県庁舎本館に設置するゴンドラの作動装置のうち、制御盤及び操作盤の取替を行う。

2 対象機器の設置場所

香川県庁舎 本館屋上

3 業務期間

契約日 から 令和9年3月31日まで

4 対象機器

懸垂型ゴンドラ（ケージ式、先端旋回、元旋回：日本ゴンドラ(株)製 ML-22TT型）

5 業務内容

1)作動装置のうち以下の取替

制御盤（1式）

操作盤（1式）

2)試運転調整及び旧部材処理

6 業務実施要領

- ① 業務の実施にあたっては、庁舎の管理運営に支障をきたさぬようにするとともに、関係法令を遵守すること。
- ② 技術基準（経済産業省令）に抵触する箇所を発見したときは、県の担当者と協議し、指示に従うものとする。
- ③ 部品交換工事の実施日時の決定、事前に必要な手続きについては、県の担当者と密接な連絡をとってこれにあたること。
- ④ 取替後に試運転調整を行い、確実に安全性を確保すること。

7 事故の防止

- ① 作業前には作業員全員でミーティングを行い、注意事項を説明し安全作業に徹すること。
- ② 作業には所要の人員を配置し、職場の整理、整頓及び保安に努めること。
- ③ 作業中に事故が発生した場合には、応急処置を講じるとともに、原因、経過及び事故による被害の内容について、直ちに県の担当者及び関係官公署に連絡し、被害を最小にとどめるように努めること。
- ④ 災害及び故障等の異常事態発生に備えて従業員が非常呼び出しに応じられる体制を確立し、適切な措置が講じられるよう準備をしておくとともに、緊急連絡先を県の担当者に通知しておくこと。

8 作業結果報告

次の内容が確認できる作業結果報告書を2部提出すること。

- ① 更新の状況を明確に記録するため、交換前と交換後、作業状況（主要箇所）及び県の担当者の指示した箇所の写真を添付すること。
- ② 更新後の動作確認試験結果報告書

9 業務執行上の疑義

この仕様書に定めのない事項並びに疑義を生じた場合は、全て協議の上決定する。